

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 25日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市新橋町9-1

氏名 大日製紙株式会社

谷岡俊司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0545 - 51 - 2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大日製紙株式会社		
事業場の所在地	静岡県	富士市	新橋町9-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業		
② 事業の規模	68億円		
③ 従業員数	84名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙2参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 別紙3参照	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3参照	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4参照	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4参照	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 別紙5参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

		別紙6参照
--	--	-------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組) 別紙5参照						

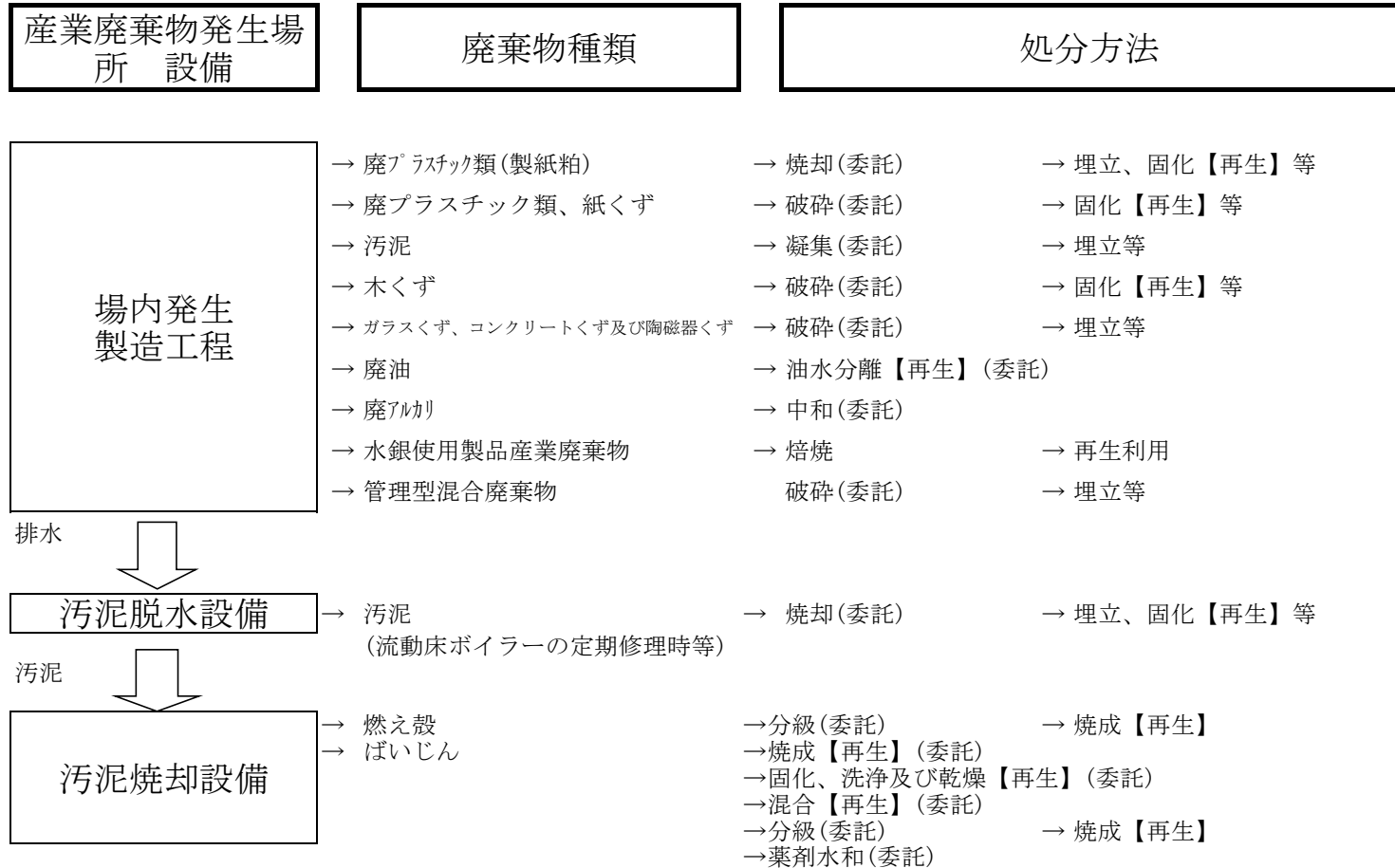
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組) 別紙6参照						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



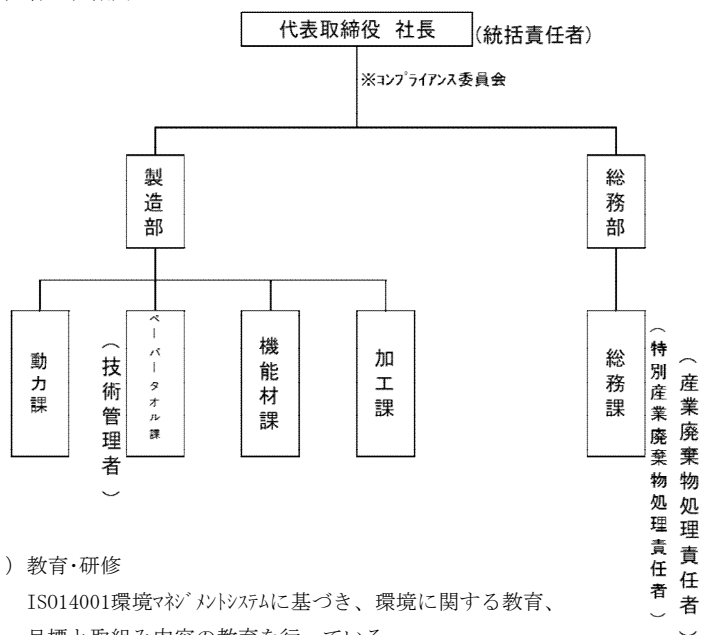
産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 2

(1) 産業廃棄物に関する職務分担

部署	職務内容	
	産業廃棄物管理に関すること	全般
代表取締役社長	統括責任者	
総務部総務課長	・産業廃棄物処理責任者	
	・特別管理産業廃棄物管理責任者	
製造部ペーパータオル課長	・技術管理者	
総務部 総務課	・安全衛生に関する業務 ・監督官庁への各種報告 ・法改正等の情報入手・伝達 ・処分の委託契約、委託契約先の管理 ・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・委託契約先の現地確認 ・社員・協力事業所の教育・啓発 ・委託処理先への代金支払管理 ・産業廃棄物置場の管理 ・産業廃棄物処理計画書の作成 ・マニフェスト管理	人事・総務・経理管理に関する業務 資材、生産管理に関する業務
製造部 動力課	・産業廃棄物の保管、処理 ・産業廃棄物の発生抑制 ・監督官庁への各種報告 ・法改正等の情報入手・伝達 ・社員への教育	発電・受変電設備 設備の管理に関する業務
製造部 ペーパータオル課 機能材課 加工課	・産業廃棄物の保管、処理 ・産業廃棄物の発生抑制 ・監督官庁への各種報告 ・法改正等の情報入手・伝達 ・社員への教育	紙の製造に関する業務 排水処理

(2) 管理組織図



(3) 教育・研修

ISO14001環境マネジメントシステムに基づき、環境に関する教育、目標と取組み内容の教育を行っている。

(4) 情報公開

廃棄物処理計画の年次報告でデータを提出する。

産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する情報をインターネットにより公表する。

別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(単位：t)

産業廃棄物の種類	令和5年度排出量	令和6年度計画	排出量低減方法
汚泥	93,578.25	92,000.00	歩留まり向上
ばいじん	2,819.29	2,750.00	リサイクル推進
廃プラスチック類	219.33	210.00	古紙品質向上、分別の徹底
木くず	7.70	7.00	リサイクル推進
燃え殻	1,319.73	1,200.00	石炭種の見直し、RPF活用
紙くず	61.20	60.00	リサイクル推進、加工効率向上
管理型混合廃棄物	6.24	6.00	分別の徹底
ガラスくず及び陶磁器くず	7.50	7.00	分別の徹底
合計	98,019.24	96,240.00	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	対象物	内容及び保管	管理及び処置
汚泥	有機汚泥	排水処理後の脱水処理汚泥	石炭ボイラーで燃料として有効利用 その都度石炭ボイラーへ搬送し自社焼却処分
ばいじん	石炭ボイラー灰	石炭ボイラー(石炭、RPF、汚泥を混焼)より排出されるばいじん	飛散しないよう管理 その都度セメント会社等へ処分委託
廃プラスチック類	ビニル粕	古紙パルプ製造工程で発生するビニル粕 仕掛品等の梱包廃材 指定場所へ保管	処理業者へ委託し焼却処理及び破砕処理
木くず	梱包廃材 廃パレット	機器、用具等物品受入時の木箱等 指定場所へ保管	処理業者へ委託し焼却処理及び破砕処理
燃え殻	流動床ボイラー ペレット砂の燃え殻	定期的に入替を行う流動砂の燃え殻	飛散しないよう管理 その都度処分委託
紙くず	再原料化不可の紙	加工工程で発生する耳損等 指定場所へ保管	処理業者に委託し破砕処理後燃料として再生
管理型混合廃棄物	コンクリート屑等	配管更新時の保温材 補修時のコンクリート屑	処理業者に委託し破砕処分
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず	割れたビン、陶器など	処理業者に委託し破砕処分

工場内に分別箱を配置し、分別基準に基づき廃棄している。

分別状況を定期的にチェックし、守られていない場合は、その都度、指導・改善させている。

②計画

今年度は新たに分別が必要な産業廃棄物は発生しない計画である。

別紙5

産業廃棄物の処理の委託に関する事項（令和5年度 現状）

（単位：t）

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
汚泥	2,971.83	482.94	2,488.89		
ばいじん	2,819.29	458.16	2,361.13		
廃プラスチック類	219.33	219.33	0.00		
木くず	7.70	7.70	0.00		
燃え殻	1,319.73	1,319.73	0.00		
紙くず	61.20	61.20	0.00		
管理型混合廃棄物	6.24	6.24	0.00		
ガラスくず及び陶磁器くず	7.50	7.50	0.00		
合計	7,412.82	2,562.80	4,850.02	0.00	0.00

別紙6

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (令和6年度 計画)

(単位：t)

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
汚泥	2,900.00	500	2,400.00		
ばいじん	2,800.00	500	2,300.00		
廃プラスチック類	215.00	215.00	0.00		
木くず	7.00	7.00	0.00		
燃え殻	1,300.00	1,300.00	0.00		
紙くず	60.00	60.00	0.00		
管理型混合廃棄物	6.00	6.00	0.00		
ガラスくず及び陶磁器くず	7.00	7.00	0.00		
合計	7,295.00	2,595.00	4,700.00	0.00	0.00